Fee Policy

UIA International School of Tokyo 生徒納付金規程

(趣旨)

第 1 条　この規程は、UIA International School of Tokyo (以下「本校」という。) における授業料等 (Early Years の場合は保育料等をいう。以下同様。) 、入学料 (Early Years の場合は入園料をいう。以下同様。) 、及び、検定料、並びに、学校教育に必要な費用に関し必要な事項を定める。

なお、本校で実施する ESL の受講料については、別に定める ESL 生徒納付金規程において定める。

(学校年度)

第 2 条　本校の学校年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする。

(授業料等、入学料及び検定料の額)

第 3 条　本校において、徴収する授業料等、入学料及び検定料等の額は、別表-料金表に定めるとおりとする。

(授業料等、入学料及び検定料の内訳)

第 4 条　本校において徴収する授業料等、入学料及び検定料等の内訳は次のとおりとする。

1. 検定料(入学出願料、入学を許可するための試験，書面その他による選考等を行う場合に徴収する費用をいう。)
2. 入学料(入学一時金)は、次の 2 つの費用をいう。
   ① 入学登録料
   ② 施設利用料
3. 授業料等は、次の 4 つの費用をいう。
   ① 年間授業料(一学校年度を通して教育サービス全般を受けるための費用をいう。)
   ② 設備改善費(施設設備の拡充、老朽施設設備の取替更新、既存施設設備の維持管理、そ

© UIA International School of Tokyo

の他学内における学習環境の整備充実に必要な費用をいう。)

③ 教科書代(教科書や付属教材等を購入するための費用をいう。)

④ その他(外部組織の試験検定料、修学旅行やその他の活動に要する費用について徴収することがある。また個々の希望に応じて提供されるサービス、各種証明書等の発行手数料については、本規程第 16 条において定める。)

(授業料の納付回数)

第 5 条　前条 3 項①に定める授業料の納付は、原則として一学校年度毎に 3 回分割払いとし、同②乃至③の設備改善費及び教科書代については、第 6 条 1 項①に定める納付期限までに一括払いとする。同④については本校が請求する都度納付することとする。なお、授業料の納付回数については、次の条件を満たす限りにおいて、一括払い、または、毎月分割払いを選択することが出来る。

1. 授業料の期間対応

   ① 授業料は、1 学校年度を 3 期に分割し、原則として前払いにて、第 6 条に定める期日までに納付しなければならない。

   ② 前項に定める授業料は、1 期を 8 月から 11 月、2 期を 12 月から 3 月、3 期を 4 月から 7 月、の授業料に充当するものとする。

2. 一括払いの適用条件

   学校年度の途中に退学する場合において、第 15 条の規定に則り、未経過分の授業料が返還されない場合があること、並びに、返還される授業料について、異なる割戻率が適用される場合があることを異議なく承諾すること。

3. 毎月分割払いの適用条件

   ① 経済的事由により、3 回分割払いが困難であると本校が認める場合。

   ② 3 回分割払いとの比較において、本校が定める割増料金を異議なく承諾すること。

   ③ 学校年度の途中に退学する場合において、第 15 条の規定に則り、未払いの分割払い授業料が残存するときは、未払分の授業料を退学までに全額納付することを異議なく承諾すること。

(授業料の納付期限)

第 6 条　授業料の納付期限については次のとおりとする。

1. ① 一括払い： 毎年 7 月 26 日。
   ② 3 回分割払い： 毎年 7 月・11 月・3 月の各月 26 日。
   ③ 毎月分割払い： 毎年 7 月～翌年 6 月の毎月 26 日。但し、Grade12 に限り毎年 7 月から翌年 5 月の毎月 26 日とする。
   なお、本項に定める納付期限が、土日祝日等金融機関の休業日に当たる場合には、金融機関の翌営業日を納付期限とする。
2. 授業料納付請求書は、支払月の 10 日頃に発行し、電子メールにより送付する。
3. 本条の規定に拘わらず、入学初年度については第 8 条の規定を優先的に適用する。

(授業料の納付方法)

第 7 条　授業料等の納付方法は次のとおりとする。

1. 授業料等の納付方法は、銀行口座振込もしくは銀行口座振替とする。
2. 銀行口座振込を選択した場合は、本校が指定する三菱 UFJ 銀行、または、みずほ銀行の銀行口座宛に、振込の方法により納付するものとする。なお、本校が指定する銀行口座は、本校が発行する請求書に記載する。
3. 毎月分割払いを選択した場合は、原則として、銀行口座振替の方法に限ることとする。なお、銀行口座振替日に振替不能となった場合には、その理由の如何を問わず、本校が指定する銀行口座宛に振込の方法により納付することとする。
4. 授業料等納付時の振込手数料については、振込人(生徒・保護者)の負担とする。
   また、本校が、何らかの理由で授業料等の返還手続きをする場合には、生徒・保護者の日本国内に在する金融機関の本人名義の預金口座に振込の方法により返還することとし、その返還額から本校が支払う振込手数料を控除した金額を返還する。なお、返還額が振込手数料に満たない場合には、本校は返還を行わない。

(検定料、入学金、入学初年度の授業料等の納付)

第 8 条　検定料及び入学金については次のとおりとする。

1. 検定料は、入学出願時に現金で納付するものとする。
2. 入学料並びに入学初年度の授業料等(分割払いを選択した場合には初回納付分)は、検定試験合格後、本校が指定する支払期限までに、本校が指定する銀行口座に口座振込の方法により納付するものとする。なお、本校が指定する支払期限までに納付が確認できない場合

には入学許可を取り消す場合がある。

(中途入学における授業料の計算)

第９条　学校年度の途中で本校に入学する場合の授業料の納付については、入学日の属する月以降の授業料を徴収することとし、日割り計算は行わない。但し、入学日が９月に属する場合は、当該年度８月分の授業料より徴収するものとする。

(遅延損害金)

第 10 条　納付期限までに授業料等の入金を本校が確認できない場合には、その請求総額に対し１日当たり 0.04%の割合で計算した金額を遅延損害金として、その納付期限の翌日から本校の指定銀行口座に入金される日までの遅延日数に応じて計算した金額を支払わなければならない。

銀行口座振替において、資金不足で振替が実行されなかった場合には、本条に則り遅延損害金を徴収する。但し、資金不足以外の理由で振替不能となった場合には、納付期限から 10 営業日以内に、本校が指定する銀行口座宛に口座振込の方法にて納付するものとし、遅延損害金は徴収しない。但し、納付期限から 10 営業日以内に支払いがなかった場合には、本条に則り、納付期限から 10 営業日目の翌日を起算日として遅延損害金を支払わなければならない。

(授業料等の滞納)

第 11 条　納付期限までに授業料等全額の納付が確認出来ない場合の取り扱いについては次のとおりとする。

1. 一学校年度において、授業料等の一部でも ２ ヵ月以上支払いが遅延した場合には、本校は、登校停止や退学処分とすることがある。
2. 授業料等の滞納により退学処分となったものが後日再入学をする場合には、全ての特典を適用しない。

(中途退学)

第 12 条　退学を希望する場合はできるだけ速やかに、遅くとも退学希望日の 14 日前までに本校所定の書式にて通知しなければならない。

(卒業、退学時の証明書等の発行留保)

第 13 条　卒業時、または、退学時に授業料等の未納付がある場合、卒業、または、退学する日の 7 日前までにその全額を銀行口座振込の方法により納付しなければならない。授業料等全額の納付が確認できるまでの間、一切の卒業、または、退学に伴う証明書等の発行を留保する。

(検定料、入学料、授業料の返還)

第 14 条　入学料並びに授業料の返還については次のとおりとする。

1. 本校に納付された検定料、入学料及び設備改善費については、理由の如何を問わず一切返金しない。
2. 本校に入学前に納付された授業料は、入学日の前日までに本校の入学担当(admissions@uia.jp)宛に電子メールにて、入学辞退の明確な意思表示があった場合に限り全額返還する。
3. 本校が、不可抗力により休校（戦争、テロ、自然災害、天候、病気の流行等を含む）する場合には、本校は授業料等費用の割引・返還を一切行わない。
4. 本校を学校年度の途中で退学する場合には、第 15 条の規定どおりとする。但し、本校の判断により退学を命ずる場合にはこの限りではない。

(中途退学時の授業料の納付と返還)

第 15 条　中途退学時の授業料の納付と返還については次のとおりとする。

1. 毎月分割払い、または 3 回分割払いを選択している場合、退学日の属する期の授業料を納付するものとする。この場合の期は第 5 条 1 項に定める期間とし、退学日は、実際の退学日、または、本校が第 12 条の規定に則り退学届を受領した 14 日後、の遅い方とする(以下同様。)。
2. 一括払いを選択し、年間授業料を納付済の場合には、3 回分割払いで同じ期に中途退学した場合の徴収額と同額を、納付済みの授業料から差し引いた残額を返還する。
3. 授業料の納付方法で銀行口座振替を選択している場合、本校は退学通知受領後速やかに銀行口座振替中止手続きを行うが、金融機関の都合により中止できない場合がある。この場合には、第 7 条 4 項の規定に則り返還するものとする。
4. 授業料の返還期限は、退学日の属する月の翌月末日とする。

(各種証明書等の発行手数料)

第 16 条　領収書等各種証明書については次のとおりとする。

1. 授業料等の納付に関する領収書については、金融機関が発行する「振込明細書」を領収書に代えることとする。ネットバンキングを利用する場合は、振込決済が完了した画面の印刷をもって領収書に代えることとする。なお、紙面での領収書発行を希望する場合には、1 通につき 330 円(消費税込)の発行手数料を徴収する。
2. 在学証明書の発行については、1 通につき 1,100 円(消費税込)の発行手数料を徴収する。
3. 成績表の発行については、1 通につき 1,100 円(消費税込)の発行手数料を徴収する。
4. ID カードの再発行については、1 枚につき 550 円(消費税込)の発行手数料を徴収する。

(各種割引)

第 17 条　授業料等の割引については次のとおりとする。

1. 同時に複数の兄弟姉妹が本校に在籍する場合(但し、アフタースクール、アフターケア、またはこれらのみを利用するものを除く)、二人目の生徒については、第 4 条 3 項①に定める授業料(以下同様。) の 10%を、三人目以降の生徒については授業料の 15%を割引くこととする(以下、「兄弟割引」という。) 。
   この場合、授業料の低い方から順に高い割引率を適用する。
   また、兄弟姉妹が、中途入学、または、中途退学する場合には、その生徒の授業料の納付義務が発生、または、消滅する月から兄弟割引を適用または適用解除する。
2. 退学日から 1 年以上、かつ、退学日から 3 年以内に再入学する生徒については、入学登録料を免除する。
   但し、1 年未満で再入学する場合において、本校がやむを得ない事情によるものと判断した場合には別途考慮する。
3. 日本国内に在する学校、幼稚園・保育園等に在籍し、3 月に課程を修了し、同年 4 月に本校へ入学する生徒については、第 4 条 3 項②に定める設備改善費の 50%を免除する。但し、本校の都合により入学時期が同年の 5 月から 7 月の間となる場合についても適用されることがある。

以上

附則

この規程は、2026 年 11 月 11 日に改定し、2026 年 11 月 11 日に施行する。

この規程は日本語で書かれ、参考のために英語に訳される。２つの言語に解釈の相違がある場合は、日本語版を正文とし、日本語版の解釈を優先する。